

ラビット通信 11号

(公社) 全日本不動産協会 愛媛県本部 広報誌

2024年9月



大洲市指定有形文化財【盤泉荘】大洲市柚木

【研修のご案内】

・法定研修会

令和6年 9月17日(水) 新居浜市市民文化センター 3階 視聴覚教室

令和6年 11月 7日(火) 西予市教育保健センター 4階 大ホール

・新入会員研修座談会

令和6年 12月13日(金) ホテルマイステイズ松山 3階 ドウエミーラ

対象：令和5・6年度 新規入会者様

愛媛県本部 理事 挨拶

日頃から、当会の運営にご協力いただき誠にありがとうございます。昨今の不動産仲介業務におきまして、弊社への売却依頼の動向をお伝えすると、売却依頼を受ける物件の1/3が売れる物件、1/3が築10年以内の離婚案件（残債が多すぎて売れない）、1/3が売れない物件また売り難い物件となっています。特定空き家等の取引に関して仲介手数料の改定があり、進んで低価格不動産の取引も行っていますが、実際は、簡単な話ではありません。

そこで、弊社で行った低価格不動産の取引事例を1件ご紹介させていただきます。

その物件は、敷地の前が神社の階段で雨が降るとその階段から滝のように雨水が敷地に流れ込む。地元有力者と協力して、雨水が流れ込まないように松山市に道路補修を依頼する。自分の土地だと思っていた庭が隣の人の土地だった。隣地も含めて境界確認を行い、隣地所有者の土地を分筆し、無償で譲り受ける。当然、境界確認費用は当該物件所有者負担。その隣地の家の排水が当該土地の進入路上にある排水に一度放流され、もう一度自分の敷地に戻り、水路に放流されている。その水路（当該物件西側）は、当該物件と隣、その隣の排水用地となっているが、倒産した法人名義である。放流している家の人達は、そのことを、我が家を建てて以来約40年、初めて知ったとのこと。また、当該物件北側に水路があるが、公図上に水路が存在しない。そして、その水路の一部が当該物件の敷地の一部となっている。敷地と道路との間に第三者の土地が2筆あり、通行地役権の設定をさせてもらう。ある日、強風でバルコニーの波板が飛んで、これでは、いけないと思い波板を全部除けるとゴミの詰まった排水が流れず、バルコニーがオーバーフローし、1階の和室に水が入り、暫くそのまま誰も気づかず、行ってみると、部屋中カビで緑になっている。松山市中心より約5km、敷地約60坪の旗竿地、建物築45年の約40坪、結果売買価格80万円で売れることとなるが、結果、売主様は120万円の赤字となる。

以上が、事例ですが、最近では、こういったマイナス不動産（負動産）も数多く見られます。一般人は、そんなことは露知らず、不動産なので「お金になる」とだけ思っている方が大半です。そのため、難物件の取り扱いには、的確な物件調査と売主様へのきめ細やかな説明が重要な要素となります。



大洲市指定有形文化財 【 盤泉荘 】

INFORMATION

松山市総合コミュニティセンターでステップアップトレーニング【売買編】を開催。

令和6年2月20日（火）10時00分～16時50分、松山市総合コミュニティセンター：2階・第6会議室において令和5年度のステップアップトレーニングを開催しました。当日は天候も曇りがちで寒かったのですが、事前に申し込みされた27名と当日飛び入り参加された1名の計28名の方が参加されました。当日は、ガイダンスの後、1限を美崎副本部長（研修広報委員長）、2限から5限までを上谷本部長が講師を務めました。この研修は毎年開催しており、昨年は賃貸基礎編（住居用）、本年度は売買編で実施、共にこの研修は実務に直接関係する内容であり、参加された方々は真剣な面持ちで受講されていました。第2限終了後には弊協会から昼食にお弁当とお茶を準備。本研修は本年度も内容を替え同時期に開催する予定で、多くの会員様をご自身の知識向上のため参加されることを期待したいものです。



上谷進本部長 挨拶と講師



美崎敏昭講師：研修広報委員長（副本部長）



講義風景

No.	参加者名	所属会社名
1	橋本 傑	合同会社泰然
2	高橋 保次郎	有限会社アイ不動産
3	児玉 生菜	ジゲン不動産株式会社
4	鈴木 敦子	鈴木不動産
5	平野 康史	株式会社遠山商店
6	船本 久美	FUNAMOTO
7	山崎 美智子	サンロクマルベース株式会社
8	薬師寺 達	ミツカル不動産
9	安藤 雅人	有限会社みやびハウジング
10	上田 和洋	株式会社レーベンコミュニティ四国支社
11	小山 延義	株式会社西村商事
12	丸山 彰子	株式会社エムエイチ
13	森本 浩子	株式会社エムエイチ
14	豊島 照久	四国道路株式会社
15	細川 剛史	あおぞら宅建
16	田中 淳子	株式会社タイガー不動産
17	堀 和恵	株式会社タイガー不動産
18	永木 美晴	株式会社タイガーホーム
19	嘉数 将也	大一ガス株式会社
20	亀井 洋佑	大一ガス株式会社
21	福田 綾	ミヨシ不動産
22	森岡 俊伍	株式会社亀岡
23	高橋 良一	株式会社リョウケン
24	京河 一臣	株式会社アイク
25	田中 頌二	未来エナジー（合）
26	菊池 健斗	株式会社タイガーホーム
27	芳野 一郎	株式会社藤原工務店
28	西山 雄大	株式会社LAND MARK

参加申込順に記載 敬称略

四国地区取引・苦情処理業務指導者研修会に参加しました。

令和6年1月24日（水）14時00分～16時00分、道後温泉 ふなや において「令和5年度 四国地区取引・苦情処理業務指導者研修会」が開催されました。

当日は前日からの寒波で愛媛県の山間部や一部地域では道路が積雪に見舞われ通行が一部困難な状況でしたが、道後温泉のある松山市内は積雪もなく無事開催することができました。しかし、高知、徳島、香川の各県から高速道路を利用しての会場入りされる方は困難を極めたようです。今回の研修会場は約三千年の歴史を持つ道後温泉の中でも、唯一、最も古く格式が高い、江戸時代寛永年間（1627年頃）に創業された皇室御用達の常宿である「ふなや」で、四国4県から36名の本部長・副本部長・苦情処理業務担当者・事務局職員が出席されました。

本研修は毎年1回、総本部保証協会主催による四国4県の持ち回りで開催、総本部事業課瀧澤課長の司会進行で進められ、福山修教育研修委員長による開会挨拶後、坊雅勝副理事長による「近年における苦情解決、弁済業務の現状について」の説明があり、続いて、瀧澤課長による「弁済審査結果の概要について報告と対応について」説明の後、休憩を挟み事前配布され与えられた課題について参加した各県本部長代表者が順番に回答、その後、愛媛県本部の顧問弁護士である重松大輔講師による解説が行われました。毎回、本研修では講師から難しい問題が出題されますが、今回出された課題1：「宅建免許のない一般法人からの認証申出に関する事例」、これは相手が無免許業者かどうかの判断により認証の判断が大きく変わることも予想され、重松講師より、判断が悩ましい場合は即断せず認証審査手順を踏みながら審査することが重要であるとの回答説明がありました。課題2：「新築未完成の区分所有建物の売買契約に関する売買代金返還請求権についての認証申出に関する事例について」は、事実関係についての聴取を行う場合、建物、敷地等、売主から、どのような資料の提出を求めれば良いかなど具体的な説明が行われ、受講者は真剣な面持ちで受講されていました。その後、会場を同ホテルの別室に移し意見交換会が開催され、無事、本年度の研修会を終了しました。



暴力団等対策協議会、令和6年度定時総会をANAクラウンプラザホテル松山で開催。

令和6年5月15日（水）14時00分から松山市一番町にあるANAクラウンプラザホテル：松山南館4階・エメラルドルームにおいて、（公社）全日本不動産協会愛媛県本部第61回定時総会、（公社）不動産保証協会愛媛県本部第51回定時総会、（一社）全国不動産協会愛媛県本部（TRA）第5回定時総会、全日本不動産政治連盟愛媛県本部令和6年度年次大会を開催しました。毎年のごとく、定時総会前には暴力団等反社会的勢力を排除するため、暴力団等対策協議会を開催し、愛媛県本部の会長である上谷進本部長が「暴力団排除宣言」をするとともに、愛媛県警察本部刑事部組織犯罪対策課暴力団対策室から講師をお招きして、暴力団組織の現状と近況報告、対策について講演を行っており、今年は、対策室の上田信之課長補佐をお招きました。この協議会は今年で36回目となります。その後、定刻で定時総会に入り、岡村美鈴理事による司会進行で出席者数・委任状数を確認し、総会成立を宣言した後、物故者への黙祷、上谷本部長、丸岡敬副理事長による挨拶、来賓者の挨拶と紹介、議長選出では、くぼた不動産の窪田雅之氏を議長に、副議長に㈱森林計画の武田素子氏を選出。通常とおり、各決算・予算報告、議案と滞りなく進み、全ての定時総会を無事終了することができました。その後、会場を同館2階のサファイアルームに移して懇親会を開催、来賓者の方々や会員様は親睦を深められました。



上谷進本部長 挨拶



丸岡敬 総本部副理事長 挨拶



上田信之課長補佐



中川逸郎：愛媛県参与



松本善雄：松山市参与



三宅浩正：愛媛県議会議長



ご来賓の方々



岡村美鈴理事：司会



京河一臣副本部長



川添紀明副本部長



美崎敏昭副本部長



浅海彰雄副本部長





定時総会 風景



愛媛県本部 役員



窪田雅之議長・武田素子副議長



中村安雄氏 (有)国際不動産 : 代表) ・質問



川添副本部長・古川相談役・丸岡副理事長・上谷本部長



懇親会 風景



懇親会 風景



懇親会 風景

令和6年度 第1回全日愛媛空き家相談員研修を開催。

令和6年5月20日（月）13時30分から愛媛県本部3階会議室において、令和6年度第1回全日空き家相談員研修会を開催しました。当日は、美崎研修広報委員長の司会により、上谷本部長の挨拶、松山市職員紹介、相談員全員の自己紹介が行われた後、研修内容を1部と2部に分けて実施。1部は、松山市より開発建築部住宅課の空き家担当：宮内忠明課長、加地俊介副主幹、田中健次主査の三人による「より優しく より強い 松山へ～一人でも多くの人を笑顔に～「松山市の空き家の現状と取組」」と題して講義をしていただきました。住宅・土地統計調査R5(速報)によると全国の空き家率の順位で愛媛県は2023年全国ワースト7位、19.8%と過去最高、その内、使用目的のない空き家率においては一位の鹿児島県、二位の高知県に次ぐ愛媛県は三位で12.2%、県庁所在地である松山市は平成30年の調査で4.84%と全国平均の5.6%よりも低くなっている状況にあります。また、松山市の人口と世帯数を見ると人口は減少、65歳以上の高齢者は年々増加し世帯数は増えているが、今後は減少し、単独世帯が増加するとの結果が出ていて、松山市では松山市空家等対策計画を策定、令和6年度から適切に管理されていない空き家の増加を抑制するために老朽危険空家の解体補助金上限80万円に、令和6年から、島嶼部の上限を120万円に引き上げるなどの対応をしていますが、中々、難しい状況にあり、全日愛媛空き家相談員による活躍に期待がかかっています。2部は、相続登記の義務化（住所変更登記も令和8年4月1日から義務化）を背景に、今後、相続物件の売却等増加が想定されることから、空き家対策推進法と税金特例活用ガイドの冊子を使用した「相続等により取得した空き家の譲渡所得3,000万円特別控除の特例」、松山市の「被相続人居住用家屋等確認申請書」等について分かり易く解説を受けるとともに、申請方法等実務に即した研修を実施。因みに、松山市における令和5年度の被相続人居住用家屋等確認申請が99件、平成28年から年度毎に増加し、累計482件となっています。



上谷本部長 挨拶



右側より：宮内課長・加地副主幹・田中主査



加地副主幹



美崎副本部長



受講風景



意見交換

令和6年度 四国地区協議会役員総会を徳島県で開催。

令和6年5月31日（水）15時00分からJRホテルクレメント徳島3階「ハーモニーホール」において、四国地区協議会役員会（四国4県の本部長会議）が開催されました。当日は各県本部役員12名、事務局から4名が参加。全日・保証の令和5年度事業報告、決算、監査報告、令和6年度事業計画、収支予算について審議が行われ、その後、一般社団法人全国不動産協会四国地区協議会規約（モデル）について事務局から提議あり了承されました。その他として、前回提議のあった四国4県で協会のテレビCMを作成して各々の放送会社で放映する件については、各県本部がそれぞれ地方放送局の見積書を持ち寄り協議したが決定には至らず、次回、開催する本協議会に持ち越しとなりました。



会議風景



各県本部長（正・副委員長）

ホテルシェラトン都ホテル大阪において、全日本不動産近畿流通センター：令和6年度会員報告会が開催されました。

令和6年7月23日（火）15時30分からホテルシェラトン都ホテル大阪4階「浪速の間」において、令和6年度会員報告会が開催され、中四国の本部長16名、近畿地区副本部長・専務理事・支部長15名、Z-supportアドバイザー9名、公益社団法人近畿圏不動産流通機構会長、関連企業からは17名、各県本部からは、事務局長数名が参加しました。愛媛県本部は上谷本部長、沖野事務局長が出席。報告会は最初に、近畿流通センターの運営委員長で（公社）全国不動産協会大阪府本部：本部長の堀田健二氏による挨拶があり、その後、令和5年度の会計報告、令和6年度予算について各担当役員から説明が行われ、全て滞りなく終了。その他では、上谷本部長から各県本部が新規入会者を増やすため、各々の県本部で独自に行っている「開業セミナー」について、近畿流通センター主導でセミナーのテキスト等を作成し、統一してはどうかと提案があり、堀田会長から、その意向に沿いたいと回答があった。その後、隣室にて、懇親会が開催され、司会者から本会議出席役員全員の紹介なども行われ、約1時間30分程度の懇親会は無事終了しました。



堀田健二 運営委員長（大阪府本部長）

県本部会員の有限会社国際不動産：代表者の中村安雄氏が防犯功労者として、表彰されました。

令和6年5月23日（木）、愛媛県本部の有限会社国際不動産：代表 中村安雄氏は、公益財団法人愛媛県防犯協会連合会長の愛媛県警察本部長から、長年にわたり防犯活動に尽力して、犯罪の防止に多大な功労があったとして表彰されました。中村氏は、自身の自動車に青色回転灯を装着してパトロールを行う「青色防犯パトロール」などを行っており、地域の安心・安全を守っておられます。



会場風景



表彰状 授与



記念写真：中央（中村氏）

令和6年度 第1回・第2回開業セミナーを開催しました。

令和6年7月27日(土)及び8月24日(土)の2日間、13時30分より、令和6年度の不動産業開業セミナーを開催しました。第1回は6名の受講申込みに開催当日、急遽2名が所用で次回に参加延期、4名の方が参加。第2回は4名の参加申込みに2名が欠席で、最終2日間で6名の方が参加されました。参加者の中には宅建士免許、宅建士試験合格者の方もおられ、真剣に本セミナーを受講されていました。

このセミナーは、毎年10月第3金曜日に開催される宅地建物取引士資格試験後に開催していましたが、本年度は全日全体で入会会員数4万社を目指すため、入会金30万円減額キャンペーンを実施中で、次回以降は次のとおり開催します。

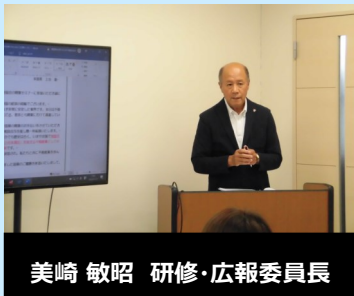
- ・第3回： 9月28日(土) 13時00～2時間程度
- ・第4回： 10月19日(土) 13時00～2時間程度
- ・第5回： 11月16日(土) 13時00～2時間程度
- ・第6回： 12月14日(土) 13時00～2時間程度

開催案内は、タウン誌「リビングまつやま」の1面に、愛媛県本部HPにも掲載しております。

今回のセミナーでは、上谷本部長が作成されたテキストを基本に講師を務める美崎敏昭副本部長(研修広報委員長)が一部アレンジして作成したものを使用、内容は5部構成となっております。

1. 「誰でも出来る不動産業について」 講師：美崎敏昭(研修広報委員長)
2. 質疑応答 講師：杉浦正典(研修広報副委員長)
3. 体験談 講師：宅建LAB 代表 井上飛雄間 氏(先輩会員)
4. 入会案内 講師：川添紀明(組織・入会審査委員長)
5. 個別相談

司会は沖野事務局長が務めました。受講者の中には開業資金について融資先銀行の紹介をしてもらえるのか等、開業に向けての具体的な質問をされる方もおられ終了予定時間を大きく超えての終了となりました。受講者全員の方が全日に入会し、私たちの仲間となることを期待します。



【新入会員名簿】

令和6年4月～8月

入会金30万円 減額キャンペーン中！！

減額期間：令和7年3月まで

(主たる事務所に限る。)

市・町	商号名称	代表者名
松山市北斎院町	Link 3 Living	湊 恭哉
松山市小栗	株式会社アルクフォード	忽那 義朗
松山市朝生田町	有限会社ハローパーク	柳本 光
松山市桑原	ポナヴィータ桑原合同会社	渡部 秀司
松山市東石井	株式会社Aoiエステート	江川 裕貴
松山市小栗	株式会社フィットスマートホーム分割会社松山店	竹村 敏幸
松山市空港通	株式会社えざき商事	日野 健太郎
松山市居相	株式会社Taylor & Co.	永木 果奈美
四国中央市妻鳥町	株式会社真建ホームズ	宮崎 真
伊予市下吾川	株式会社喜建設	岡本 喜之
松山市和泉南	ミカ宅建事務所	村上 美香
松山市太山寺町	株式会社福島建築	福島 正人
松山市春美町	sumuto株式会社	岡村 崇志
新居浜市田所町	有限会社フジ宅建不動産 西条店	神野 俊志

敬称略

協会CMを9月21日（土）より、1か月間テレビ放映します。

愛媛県本部では、会員数増強のため南海放送でのテレビ放映、アマダコーヒーズ大街道店の壁面に設置された街頭ビジョンを利用した放映を9月21日（土）から10月20日（木）まで行います。本紙「令和6年度 四国地区協議会役員総会を徳島県で開催。」では協議中とありましたが、8月22日（木）香川県のJRCレメント高松で開催された同協議会で決定し、ベースとなるCM用の撮影を9月3日（火）四国4県の本部長が徳島市民 吉野川運動広場（南岸グランド）多目的広場Aと徳島市内のオフィスセレーノスタジオにおいて行いました。愛媛県本部のCMは南海放送とアマダコーヒーズ大街道（松山三越の並び）壁面テレビジョンにて放映されますので、是非、ご覧ください。



撮影準備



左より：中澤高知県本部長・ラビちゃん・米田徳島県本部長



撮影準備



右側より：米田徳島県本部長・ラビちゃん・中澤高知県本部長・スタッフ



後列左側より：矢野高知県本部副本部長・中澤高知県本部長・米田徳島県本部長・歌手 ダニー
前列右側：内藤徳島県本部事務次長・スタッフ



アマダコーヒーズ大街道 街頭ビジョン



演奏：ダニー（上谷本部長）

全日ラビー少額短期保険 代理店登録キャンペーン

全日ラビー少額短期保険の代理店に新規登録で
QUOカード10,000円分プレゼント!

〈対象：令和6年4月1日以降に新規登録が完了した先着700店〉

全日ラビー
少短とは



公益社団法人全日本不動産協会を母体とする一般社団法人全国不動産協会(当会)の全面出資により、全日会員の皆様を支援するために設立された全日グループの少額短期保険事業会社です。

全日グループの信頼・安心・満足のサービス

👍 大家さんからの信頼

備え付けの特定設備も補償

借戸室に備え付けの洗面台の損傷と水道管の凍結による破損時の修理費用をお支払いします

孤独死も補償

借戸室での死亡により損害が発生した場合にお掃除・修理、遺品整理費用をお支払いします ※賃貸住宅のみ

網入りガラスの損傷も補償

急激な温度差等を原因とした熱割れによる破損をお支払いします(枚数制限・免責なし) ※賃貸住宅のみ

👍 入居者の方への安心

必要十分な補償で安心

入居者の方に必要な家財・費用補償と賠償責任補償がアンセットで安心です

緊急駆けつけサービスで安心

水まわり・玄関カギ・窓ガラスの緊急トラブルに24時間駆けつけるサービス付きで安心です

迅速な事故対応で安心

24時間365日専門スタッフが事故受付。保険金のお支払いもスピーディーで安心です

👍 代理店の皆様も満足

代理店業務の負担軽減

申込書作成から領収証発行、満期契約管理等がシステム操作で簡単に行えます

異動・解約の事務負担軽減

契約内容変更や解約事務は案内のみでOK。保険料返還等の手続は不要です

都度口座振替で手数料受領が早い

保険料専用口座不要。全国ほぼ全ての金融機関で口座振替による精算が可能です

管理物件の事前登録がスムーズ

管理物件情報の自動登録機能を使って契約申込書がスムーズに作成できます

代理店手数料は更新時も同額

継続的に収益確保が図れ代理店経営が安定します

代理店手数料率

賃貸住宅用保険

45%~55%

※前年度実績に応じて決定

テナント用保険

40%

本キャンペーンに関するお問合せ先 (一社)全国不動産協会 各地方本部事務局

(保険内容についてのお問合せ先) 全日ラビー少額短期保険株式会社 Tel. 03-3261-2201

(代理店新規登録を希望する場合) Googleフォーム <https://forms.gle/9hinp3GrAVSzQDBW7> (ラビー少短にデータが自動送信されます)

「全日ラビー少額短期保険」の代理店を始めてみませんか？

全日ラビーの保険は
充実の補償と安心サービスで万一の時に
大家さんと入居者の方をしっかりとサポートします

当社は一般社団法人全国不動産協会（TRA）の全額出資により、全日会員の皆様をご支援するために設立された全日グループの少額短期保険会社です



全日グループの **信頼・安心・満足** のサービス!!

賃貸住宅用保険、事務所・小売店舗用テナント総合保険を取扱い!!

大家さんからの**信頼**

備え付け特定設備補償

備え付けの洗面台の損傷と、
水道管凍結による破損時の
修理費用をお支払いします。



孤独死も補償※住宅用のみ

戸室内での死亡（自殺含む）
によって損害が発生した
場合、清掃・修理費用を
お支払いします。



網入ガラス損傷補償※住宅用のみ

寒暖差を原因とした熱割れに
よる破損が発生した場合、
修理費用をお支払いします。
(枚数制限・免責無し)



入居者の方への**安心**

必要な補償がセットに

入居者の方に必要な家財・
費用補償・賠償責任補償を
ワンセットで提供します。



24時間緊急駆け付け

水回り・鍵・ガラスの
緊急トラブルにも、24時間
駆け付け対応致します。



全国どこでも事故対応

24時間365日専門スタッフが
事故受付を対応致します。
保険会社にもスピーディー。



代理店の皆様も満足

代理店業務の

負担軽減

お手持ちのPCで簡単に
申込書作成から領収証
発行が可能です。



異動解約の

事務負担軽減

契約変更・解約事務は
案内のみ。保険料返還
手続き不要。



手数料受領は

口座振替で

専用口座は不要です。
全国の多数の金融機関で
都度口座振替が可能。



管理物件の事前登録

物件情報を自動登録して
スムーズに契約書作成が
可能です。



更新時手数料は同額

継続的に収益を確保することが
できるため、代理店の経営
安定が図れます。



当社の保険商品をお取り扱いいただける代理店様を募集しております。
詳しくは、下記窓口にご連絡ください。 ※弊社の代理店委託基準により代理店委託をお断りする場合があります。

全日ラビー少額短期保険株式会社 代理店登録担当窓口

所在地：〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館
電 話：03 (3261) 2201
F A X：03 (3261) 2202
受付時間：10：00～17：00
受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

- 【少額短期保険募集人資格について】
当社の保険商品を販売するには、日本少額短期保険協会が実施する少額短期保険募集人資格の取得が必要となります。少額短期保険募集人試験についてのお申し込みは [こちら](#)
- 【代理店システムのインストールについて】
代理店の登録がお済みになりましたら代理店システムのインストールを行ってください。なおインストールにあたっては当社所定の研修を修了する必要があります。 [代理店システムをインストール](#)
- 【代理店システムのリモートサポートについて】
代理店システムの操作サポートについては、当社へお問い合わせください。（TEL03-3261-2201）
リモートサポートによるご説明もいたしております。 [代理店システムのリモートサポートを受ける](#)



CBTとは？

Computer Based Testingの略称でコンピューターを用いた試験のことを言います。

最短で受験日3日前から予約可能で、最大で3か月先の予約ができます。

受験できる日時は試験会場により異なります。

ご希望の受験地域・受験月で予約が出来ない場合は・・・

受験が可能な日時は、全国の試験会場（パソコンスクール・パソコンセンターなど）によって異なります。

受験予約時、ご希望の地域・受験月に予約が出来ない場合は、サポートセンターまでお問い合わせください。
できるだけ近隣地域の試験会場も併せてご確認ください。

※サポートセンターにお問い合わせいただいても、会場の状況によってはご希望に沿えない場合がございますことをご了承ください。

CBT試験方式の Q & A.

- | | |
|---|--|
| <p>Q. パソコン以外で申込みはできないのですか？</p> | <p>A. スマートフォン・タブレットなどのお申込みは、誤った情報入力の原因となりますので、パソコンからお申込みください。</p> |
| <p>Q. キャンセルや受験日変更がしたいのですが・・・</p> | <p>A. キャンセルや受験日の変更は受験者専用ページにログイン後、受験者専用画面から行うことが可能です。キャンセル・変更ともに、受験日の3日前まで可能です。</p> |
| <p>Q. 受験の申込み締切日はどうなるのですか？</p> | <p>A. 希望する受験日の3営業日前が締切となります。ご自分の都合のよいスケジュールでの試験が可能です。 ※試験会場によっては受験が出来ない日もあります。</p> |
| <p>Q. テキストはどこに申込みばいいのですか？</p> | <p>A. テキストに関しては募集を行う予定の少額短期保険会社に、お問い合わせください。</p> |
| <p>Q. 受験料はいつまでに払えばいいのですか？</p> | <p>A. 受験申込みの3日後、もしくは、受験日の2日前のどちらから早い日までにお支払いください。（受験チケットは予約時に決済が完了します。）詳しくは、支払い方法選択画面および、確認メールに記載されている指示に従ってください。</p> |

試験についてご不明な点は
受験サポートセンター
TEL: 03-5209-0553
(平日9:30～17:30)

問合せフォーム:
<https://hw.cbt-s.info/inquiry/user/inquiry/2>

一般社団法人日本少額短期保険協会

申込みの流れ



Step 1 協会HPへアクセスします

協会のHPにアクセスして
オレンジのバナーをクリック
します。
※HPのレイアウトは変更
になる場合がございます。

少額短期保険協会 試験（CBT方式）の流れ

試験お申込み前の確認事項とご注意

STEP1 仮登録、お申し込みのうえ、お申込みを完了し、コンピュータ
受験申込みはこちらから

URL: http://www.shougakutanki.jp/exam/exam_cbt.html

Step 2 仮登録をします

個人申込の場合、メニュー
に表示されている「新規登録
（初めての方）」をクリック
します。

メールアドレスを入力仮登
録をクリックします。

といたメールに記載されて
いる、本登録用のURLを
クリックします。

※お申し込みのうえ、お申し込みを完了し、コンピュータ
受験申込みはこちらから

※お申し込みのうえ、お申し込みを完了し、コンピュータ
受験申込みはこちらから

※お申し込みのうえ、お申し込みを完了し、コンピュータ
受験申込みはこちらから

Step 3 本登録をします

所定のフォームの入力項目
に必要な事項を入力します。
これで本登録は完了です。

Step 4 受験会場の予約をします

申込メニューの「空席案内」
をクリックして、受験したい
地域・都道府県・日にちを
選択し、テストセンターの
曜日にある時計マークを
クリックし、受験希望時間を
選択します。

Step 5 支払方法を選択します

支払方法を選択し「確定」
をクリックします。
コンビニ払いを選択した場
合は、支払の方法等がメールで
届きます。
支払期日までに支払いを完了
すれば、予約が完了です。

「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」「全日ラビー住まいの保険」
「全日ラビーテナント総合保険」
ご契約者(被保険者)様専用サービス

24時間安心駆けつけサービスのご案内



水まわりのトラブル



●借戸室・施設内の浴室、トイレ、キッチン、洗面所、洗濯機の水道蛇口等の水漏れや排水口の詰まり

24時間安心駆けつけサービス

水まわりの
トラブル

玄関カギ
のトラブル

窓ガラス
のトラブル

◆フリーダイヤル

0120-523-176

お電話の際にご契約番号を確認させていただきます。
ご契約番号は保険証券または契約申込書に記載しております。

玄関カギのトラブル



●借戸室・施設の玄関の鍵開け(紛失、鍵が抜けない等)

窓ガラスのトラブル



●借戸室・施設の外部(室外)に面している窓ガラスの破損

ご注意

- 上記フリーダイヤルは、保険事故の受付用番号ではありません。保険対象事故が発生した時は、一番下に記載の事故受付センターフリーダイヤルまでお電話ください。
- 本サービスは「全日ラビー住まいの保険Ⅱ」「全日ラビー住まいの保険」「全日ラビーテナント総合保険」ご契約者(被保険者)様専用の無償サービスとなります。保険の対象を収容する借戸室・施設について保険期間内に限り対応させていただきます。
- このサービスは、保険約款・特約に基づいたものではありません。
- 作業時間30分以内の、特殊作業を要しない応急処置に24時間365日対応いたします。内容によっては対応できない場合があります。
- 出動料金および30分程度の応急作業料金、夜間料金が無料になります。特殊作業料金、部品代金、ガラス代金はご契約者様の負担になります。**
- 故意、地震、噴火、津波、水害や建物共有部分のトラブルは対象ではありません。
- 水回りのトラブルは給排水設備以外の水漏れ(例:雨漏り、給湯器、エアコン、洗濯機等)には対応できません。
- 玄関鍵のトラブルへの対応には現場で必ず顔写真および住所確認が取れる身分証明書のご提示が必要になります。
- このサービスの提供は、当社が業務委託している提携業者のスタッフがを行います。
- 緊急性がない場合や本サービスの過去のご利用状況によってはご利用をお断りする場合がございます。
- 離島・山岳地域など、一部対応できない場合があります。
- トラブルの発生時刻・地域によってはサービスの提供が翌日以降となる場合があります。
- 本サービスの内容は、予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

事故の受付は
事故受付センター
フリーダイヤル

●万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください

0120-315-755

事故受付は
24時間・年中無休です。

全日ラビー少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第67号

PD92-2311-60M-HB(改)

「賃貸住宅入居者用保険」

「テナント用保険(事務所・小売店)」

代理店募集中!!



全日ラビー少短

賃貸物件をお取扱いの全日会員の皆様へおすすめします!!
この資料請求用シートでお気軽にお問い合わせ下さい

賃貸住宅入居者用保険
手数料率

45% ~ 55%

テナント用保険手数料率

40%

- 一般社団法人全国不動産協会 (TRA) 全額出資。全日グループの少額短期保険事業会社!!
 - 賃貸住宅用とテナント用の幅広い補償の商品を用意!!
 - 網入り窓ガラスの熱割れを免責なしで補償!! ※賃貸住宅用のみ
 - 孤独死の場合の清掃・修理・遺品整理費用を補償!!
 - 相続人不存在時は**大家さんからの直接請求も可能!!** ※賃貸住宅用のみ
 - 保険料精算は都度口座振替方式で保険料専用の保管口座が不要!!
全国ほとんどの都銀、地銀、信金、信組で対応可能 (振替手数料無料) !!
 - 建物構造や種類、地域に関係なく、全国一律の手頃な保険料プランから選択!!
 - 申込書・領収証の作成はお手持ちのパソコンを使って簡単な操作でOK!!
 - 事故受付は専用コールセンターで全国どこでも24時間365日安心な対応(Web受付も可能)!!
 - 事故発生時の迅速な保険金のお支払い!!
 - 水漏れ・玄関カギ開け・窓ガラス破損に対応する24時間安心駆けつけサービス付帯!!
- ※家財の水災を補償する商品もご用意しております。



全日ラビー少額短期保険株式会社 **TEL 03-3261-2201**
<https://www.z-rabby.co.jp>

※取得した以下の個人情報の取扱いについて、個人情報保護法及び関連他法令・規範を遵守し、代理店委託契約の説明および確認の目的以外には使用いたしません。

FAXでご連絡ください!! 資料をお送りします!!

所在地	〒 都・道 府・県		
事業所名	ご担当者 ()		TEL
代理店 登録状況	少短登録 (あり・なし)	メールアドレス ※必須	
	保険会社名 []	@	
請求書類 ※必要書類を/をお願いします。	<input type="checkbox"/> 代理店募集案内 (手続案内・商品パンフレット)	<input type="checkbox"/> 新規登録書類 (初めて少短代理店として登録する場合)	賃貸物件取扱件数 件
	<input type="checkbox"/> 乗合登録書類 (すでに少短代理店登録済の場合)		

FAX 03-3261-2202

空家等管理活用支援法人について

令和5年度に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法において、空家等管理活用支援法人制度が新たに創設されました。この制度の狙いは、指定により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等の管理・活用に関する普及啓発などの業務を行うことで、空家対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たしていくことにあります。改正法第24条では次の6つの業務を支援法人が行えることにあります。

- ・ 空き家の所有者等に対し、管理又は活用の方法に関する情報提供又は相談業務
- ・ 委託により定期的な管理、活用のために行う回収その他業務
- ・ 委託により空き家等所有者を探索する
- ・ 空き家の管理又は活用に関する調査業務
- ・ 空き家の管理又は活用に関する普及啓発
- ・ その他、空き家の管理又は活用を図るために必要な事業又は事務

また、支援法人はこれらの業務の遂行のために必要があれば、以下の請求等を市町村に対して行うことができます。

1. 業務の遂行のために空き家の所有者を知る必要がある場合、空き家の所有者に関する情報の提供請求（法第26条第1号）
2. 業務を行うために必要があると認める場合、空き家対策計画の作成・変更の提案（法第27条第1項）
3. 空き家の適切な管理のため特に必要があると認める場合、裁判所に対する財産管理人等の選任請求の要請（法第28条第1項）

支援法人は契約や財産保有を行うことも考えられることから、法人資格が必要とされています。この制度で注目される点は、支援法人として登録されれば、支援法人から、6つの業務遂行のために空き家の所有者を知る必要があるとして求めがあったとき、市町村は固定資産税情報などから所有者（地域外に住む人を含め）に連絡し、氏名、住所、連絡先などの情報を「空き家等管理活用支援法人」に情報提供してよいか確認した上で、これら法人から「所有者」にアドバイス等ができることにあります。

支援法人の指定を受けることができるのは、法第23条第1項にある弊協会のような公益社団法人等で業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものとなっています。具体的には、空き家等所有者等の依頼に応じて空家等の活用等に関する業務を行う地域の専門家（建築士、宅地建物取引業、不動産鑑定士等）の団体・相続・登記などの法務その他の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会福祉士等）の団体・空家等の活用等に密接に関連するまちづくり、地域活性化、移住・定住等を目的とする事業に取り組む法人・定期的に家屋を訪問する業務と併せて、所有者等の依頼に応じて空家等の管理を行う法人・これらの専門家等により構成され、又はこれらの専門家等と連携体制を構築し、ワンストップで空家等の管理・活用に取り組む法人、また、すでに市町村が協定等を締結している法人となっています。

宅地又は建物の売買等における一部改正について

令和6年度特例として売買・交換の代理・媒介報酬の特例適用が拡大、また、賃貸借の代理・媒介を新たに特例制度の対象となりました。

1. 交換媒介の特例（規程第七・第八）

- ①. 特例の対象物件（低廉な空家等の範囲）について、物件の価額（消費税を含まない価格）を800万円以下に引き上げました。
- ②. 特例適用の相手方については、売主だけでなく、買主を含むものとなりました。
- ③. 報酬額の上限を、30万円の1.1倍に引き上げました。加えて、令和6年特例では、賃貸借に関し、新たに特例が設けられました。

2. 賃貸借の特例（規程第四）

- ①. 特例の対象物件は、長期の空き家等です。長期の空き家等とは、現に長期間にわたって居住の用、事業の用、その他の用途に供されておらず、または将来にわたり居住の用、事業の用、その他の用途に供される見込みがない宅地建物を指します。
- ②. 長期の空き家等の報酬額の上限を、貸主と借主の両方の報酬を合計して1カ月分の賃料の2.2倍としました。
- ③. 賃貸借に特例が適用される場合の特例適用の相手方は、貸主に限られます。借主から受領する報酬は、特例は適用されません。借主である依頼者から受ける報酬の額は、賃料の1.1カ月分以内（居住用の場合は0.55カ月分以内。媒介の依頼を受けるに当たって借主の承諾を得ている場合を除く）が上限です。

	特例の項目	平成30年特例	令和6年特例
売買・交換	対象物件 (低廉な空き家等)	物件の価額(消費税を含まない価額) 400万円以下	物件の価額(消費税を含まない価額) 800万円以下
	適用の相手方	売買の売主または交換の当事者	売買の売主・買主、または交換の当事者
	報酬の上限額	18万円の1.1倍	30万円の1.1倍
賃貸借	対象物件 (長期の空き家等)	適用されない	現に長期間にわたって居住・事業等の用途に供されておらず、 または将来にわたり供される見込みがない物件
	適用の相手方		賃貸借の貸主(借主には適用されない)
	報酬の上限額		貸主と借主の報酬を合計して1カ月分の賃料の2.2倍以内

研修会のご案内



法定研修会 年間計画 ・ 全日ステップアップトレーニング 実施計画

研 修 会 名	2024年度 第2回法定研修
開 催 日 時	2024年9月17日（火）13：30～16：30
開 催 場 所	新居浜市市民文化センター 3階 視聴覚教室
研 修 科 目 及 び 講 師 名	<p>【一部】</p> <p>「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について</p> <p>・田所法律事務所 県本部 顧問弁護士 重松 大輔 氏</p> <p>【二部】</p> <p>フラット35のご活用方法について</p> <p>・独立行政法人 住宅金融支援機構 四国支社 地域連携グループ 立花 直大 氏</p> <p>【三部】</p> <p>「不動産税制の改正点と宅建業における留意点」について</p> <p>・中岡淳子税理士事務所 代表 中岡 淳子 氏</p>
開催単位・参加募集人数	会員及びその従業員 約50名
研 修 会 名	2024年度 第3回法定研修
開 催 日 時	2024年11月7日（水）13：00～16：30
開 催 場 所	西予市教育保健センター 4階 大ホール
研 修 科 目 及 び 講 師 名	2024年度 第2回法定研修 と同様。
開催単位・参加募集人数	会員及びその従業員 約50名
研 修 会 名	令和6年度 新入会員研修座談会
開 催 日 時	2024年12月13日（金）
開 催 場 所	ホテルマイステイズ松山 2階 ドウエミーラ
研 修 科 目 及 び 講 師 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の組織等概要について ・ DVD鑑賞（全日本不動産協会の歴史） ・ 物件調査、価格査定 ・ 重要事項説明書、契約書の知識（売買・賃貸） ・ 契約書の締結・引き渡し 等 <p>愛媛県本部長 上谷 進</p>
開催単位・参加募集人数	令和5年度・令和6年度 新規入会 会員全員



日本建築であるのに国際色豊かな名建築「盤泉荘」をご存じですか？

四国の西側、愛媛県の南予と呼ばれる地域にある大洲市は、北は瀬戸内海、南は四国山地に面し、市の中心部を流れる肘のように湾曲した川、清流・肱川がまちを巡っていることで、自然・歴史文化・名産品に多くの恵みをもたらし、伊予の小京都と呼ばれるとともに、歴史を感じさせるノスタルジックでどこか懐かしく、他では感じられない心の安まる場所である。その町中に佇む「盤泉荘」。石積みの高台、急斜面に建つ木造3階建の荘厳な日本建築は建築当時から地域のシンボルであった。この建物は、フィリピンでの貿易で富をなした松井傳三郎（1870～1920年）・國五郎（1875～1945年）兄弟が傳三郎の故郷である大洲に兄である傳三郎の意思を引き継ぎ、大正15年（1926）に國五郎が建築したものである。建物の基礎となる石積みは現地周辺で切り出した石を積み上げ建てられた私の最も好きな建築工法、数寄屋造り。主屋との一体感はまるで城を思わせるデザインである。町道から入る入口は急な斜面となっており、上り詰めると前庭には日本建築に相反する赤色のライオン像が出迎えてくれる。



盤泉荘入口 右側には柳瀬焼のライオン像が佇む



ライオン像（柳瀬焼）

大洲藩の3代藩主である加藤泰恒（かとう やすつね）の頃、上方（関西地方）から来た才兵衛（さいべえ）という陶工に命じ、梁瀬山（柚木地区）の麓で制作したのが始まりとされる「柳瀬焼」は数十年で途絶え、窯跡も現存しない、幻の焼き物といわれている。



X状の石組積



別荘らしい佇まい



入口である坂道と石組み

見学の受付をして、最初に足を踏み入れるフィリピン等の原産とする「太平洋鉄木」と称される南洋材イペールで丁寧に仕上げられた長大な一枚板が20枚連続する廊下は圧巻、見学人を座敷・客間・茶室へ誘うカーベットのようである。1階座敷は高い天井に箴欄間、無節の檜材に黒漆塗で仕上げられた床框・違い棚付書院は簡素でありながら非常に格式の高い伝統的書院造りである。また、座敷から見る日本庭園は、見る者の心を奪われる。また、客室手前の応接室には洋式椅子が置かれ、客室から望む奥には茶室・茶道に欠かせないお水屋が並ぶ。客人用の動線と日常生活の動線の区別は一目瞭然である。茶室は、網代建具や赤松皮付床柱、舟板の古材を使った作りは手の込んだ細工が施されている。本誌スペースの関係で掲載できないが浴室には、大正年間には珍しい女性客への配慮（入浴後、客人の前に出る前に整えられよう作られた）した化粧室が設けられている。2階は大正時代には珍しい南洋の建物に設けられているベランダがあり、肱川随一の景勝地と称された臥龍や富士山（とみすやま）、亀山など自然豊かな景観を見渡すことができる。屋根には施主のイニシャル「K・M」が入った鬼瓦が備えられるなど、貿易業を営んでいた松井兄弟の国際色豊かな特徴を随所に発見できる素晴らしい建物である。



1階座敷からの中庭



1階：格式高い書院造りの座敷



1階：応接室



1階：客室から茶室



1階：茶室より応接室



1階：茶室



「太平洋鉄木」で仕上げられた廊下



中庭から客間、茶室



中庭



中庭より数寄屋造り素晴らしい眺め



大正時代には珍しいベランダ



2階：和室より記念館を望む



中庭に通じる通路



横井戸からの飲料水を貯める台所の床下に設けられた貯水槽



横井戸の入口



横井戸（奥行き50メートル）



横井戸から流れ込む井戸



前庭からの記念館



記念館内部



松井國五郎イニシャル入りの旅行鞆

盤泉荘の由来

盤泉荘の命名は松井國五郎の知人である俳人がこの建物を訪れた際、生活用水を確保するため側面横の山に50メートル奥に彫られた横井戸の奥から流れ込む水を利用した設備を見て盤泉荘と命名したそうである。

「岩盤から滴る水は横穴に彫られた井戸に集めた後、台所の床下の設けた貯水槽に貯留、内部の台所からはその貯水槽に貯められた水を汲み上げることができるようになっていて、この貯水槽は上部からのぞき込むと浅く見えるが、深さ1メートル以上もあり、中に入れば女性の胸元くらいの高で、雨季における多量の水が流れ込みと自然にオーバーフローするよう通路側に穴が開けられていた。」

俳句

西野 周次 【愛創住宅株式会社・会長】

島波船寒夕焼に還りけり

「俳句はそのまま書いては面白くない。虚構を大いに使うべし」と思っている。しかし、その虚構に実感や存在感がなければだめである。この句はその虚構がさく裂した。島の渡船が還るところは船着き場なのであるか。作者は「寒夕焼」であると思いついたのである。この閃きを称えたい。それにより読者が遙かな気持ちになる。

【第二十二回 瀬戸内海俳句大会】 【特選】

〈虎杖主宰 松本勇二 選〉

万象の影ゆらゆらと鶉飼舟

万象とは宇宙に存在する一切のもの。無限の空間と時間の広がりのおかげで、作者は鶉飼舟に乗っている。篝火の炎のゆらめきが水面に映えて美しい。船頭も客も、餌を啜っては水に落ちる鶉の影もまたゆらめく。

【第二十四回 ながはま赤橋俳句大会】 【特選】

〈黒河主宰 清水星凜 選〉

日脚伸ぶらよつと巴里まで宇宙迄

巴里までとは凄いな。更に宇宙までとは、その発想が楽しい。だけど予算は大丈夫だろうか。片道切符しか買えないんじゃないやあ困るからね。

【特選】

〈滑稽俳句協会 会長 八木健 選〉



茶道のお話「その9」

今回は、私の所属する裏千家「淡交会」についてのお話をさせていただきます。

「淡交会」とは、十四代家元淡々斎宗匠の斎号に因み命名されたもので、荘子の「君子之交淡若水」（君子の交わりは、淡きこと水の若し）に典拠するものです。淡々としてあたかも水が流れるようになにごとにも執着せず、どんなときにも感情に流されない平常心の交わりを意味し、茶禅一味の精神を根本とします。

昭和15年、淡交会は、それまで全国に存在していた裏千家茶道のいろいろな会や団体をまとめて、宗家の直轄団体として結成され、昭和28年に文部省（現文部科学省）から社団法人の認可を受け（現在は一般社団法人）、今日では全国に17地区、165支部・2支所が設置されています。また海外には世界各国に海外協会が組織されています。

淡交会は、家元指導方針を遵守し、裏千家茶道の基本的な点前作法を全国的に統一し、茶道文化に関する諸種の調査研究を行うとともに、同門の相互協力と親睦をはかり、日本文化の興隆発展に寄与することを目的としています。

裏千家 准教授 沖野宗智（美智子）
はじめ宅建



事務局からのお知らせ

宅地建物取引業者名簿の登録内容に変更はありませんか？

宅地建物取引業者名簿というのは、免許権者が宅地建物取引業者を監督したり、あるいは宅地建物取引業者と取引しようとする人が閲覧して宅地建物取引業者の内容を知るために使われます。そのため、宅建業者の方は免許を受けた後、免許申請書に記載した事項について変更があった場合は、変更が生じた日から30日以内に、宅地建物取引業者の免許を受けた国土交通大臣又は、都道府県知事に届け出をしなければなりません。（宅地建物取引業法第9条の規定に違反した場合は届出の遅延期間によって点数を付けられ、重い指導監督および監督処分が課せられます。又、宅地建物取引業法第83条に抵触した場合は50万円以下の罰金に科せられます。）変更が生じた場合は、本協会を通じて早急な手続きをお願いいたします。（なお、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせ下さい。）

【届出が必要とされる主な事項】

1. 商号又は名称変更をした時
2. 法人の役員に就任をした時、法人の役員を退任した時
3. 政令で定める使用人の就任、退任した時
4. 専任の宅地建物取引士を就任又は退任した時
5. 主たる事務所・従たる事務所の移転（号室の変更、増改築含む）をした時
6. 従たる事務所の新設をした時
7. 従たる事務所の廃止又は名称を変更した時
8. 代表者・法人の役員・政令で定める使用人・専任の宅地建物取引士の氏名の変更をした時



(事務局スタッフ) 沖野事務局長



田上



山崎



お問い合わせ先

公益社団法人全日本不動産協会
愛媛県本部

〒790-0963
愛媛県松山市小坂2丁目6番34号

TEL : 089-933-9789
FAX : 089-933-8410
MAIL: info@ehime.zennichi.or.jp

Web サイトをご覧ください
<https://ehime.zennichi.or.jp/>

発行年月 令和6年9月

清秋の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。本誌の発行も創刊から11回目を迎えました。前回は、女性部会を立ち上げる報告をさせていただきましたが、やっと、岡村理事を女性部会部長、矢野理事を女性部副部長として設立することができ、第1回目は弊協会事務局3階会議室で入部員の顔合わせ、第2回目を道後「ふなや」で開催、部員数も18名となり、女性部会の愛称は「ラビーズえひめ」と決定し稼働しております。さて、日本の人口減少は著しく、それに伴う空き家増加は著しく、令和5年10月現在における全国の総住宅数が総務省の調べでは6,502万戸、その内の13.8%（900万戸）が空き家との結果が出ております。弊協会では、8月9日（金）東温市に「空家等管理活用支援法人」としての登録申請を行い、9月3日（火）法人としての承認を受け直ちに総本部へ報告、運用が始まっております。この承認は東温市内の会員様だけでなく、愛媛県本部会員様全員が東温市内の対象物件を取り扱えるものですので、是非、ご利用下さい。

総務委員会 担当：京河委員長 大原副委員長 沖野編集長